

東京圏移住支援事業に係る移住支援金交付申請必要な事項

《申請に必要なとなる書類》

- ①武雄市東京圏移住支援事業に係る移住支援金交付申請書（様式第1号）
- ②写真付き身分証明書
- ③移住元の住民票の除票（※追加で戸籍の附表をお願いする場合あり）
- ④武雄市の住民票謄本
- ⑤就業形態により異なりますので、下記表を確認の上、書類を提出して下さい

区分		申請書の添付書類
東京23区以外の東京圏 （条件不利地域（奥多摩、 小笠原村など）を除く）か ら東京23区内の法人等へ 通勤していた者	移住元に関する書類	就業証明書又は離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類）
		卒業証明書、在学期間証明書等（移住元での在学地及び在学期間が確認できる書類） ※通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合
東京23区以外の東京圏 （条件不利地域を除く）か ら東京23区内に通勤して いた法人経営者又は個人事業主		①開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） ②個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）
本市に移住後に就業した者	移住先に関する書類	就業証明書（一般用）（様式第2号）
本市に移住後に起業した者		佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し
本市に移住し、テレワークをした者		①就業証明書（テレワーク用）（様式第2号） ②在職証明書（任意様式）

- ⑥上記①～⑤の書類で証明できなければ、追加で根拠書類の提出が必要になります。